

高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

10.1
2017
(平成29年)

■発行／八王子市 ■編集／健康部健康政策課 予防接種担当 〒192-0083 旭町13番18号(八王子市保健所) ☎042-645-5102 FAX042-644-9100

～65歳以上の方に接種費用の一部を助成します～

接種期間：平成29年10月10日～平成30年1月31日



インフルエンザは、インフルエンザウイルスの飛沫感染によっておこる病気です。重篤な合併症(気管支炎や肺炎)や、重症化による脳炎や心不全を引き起こすこともあり、体力のない高齢者は命にかかわることもあります。

この予防接種は、感染を予防するほか、罹患した場合に症状が軽く済むなどの効果が期待できます。ワクチンの効果が持続する期間は、個人差はありますが一般的に接種後約2週間後から5か月とされています。接種の必要性を理解し、流行前に接種することが大切です。

対象者

- (1)または(2)に該当する方のうち、接種を希望する方
- (1)接種当日に八王子市に住民登録がある、65歳以上の方
 - (2)接種当日に八王子市に住民登録があり、60歳以上65歳未満で、次の①・②のいずれかの障害を有する方
 - ①心臓・腎臓・呼吸器の機能において、自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害
 - ②免疫の機能において、ヒト免疫不全ウイルスにより、日常生活がほとんど不可能な程度の障害
- ※①・②ともに身体障害者手帳1級相当の方が対象です。また、必ず医師に相談してください。
※該当する疾病の身体障害者手帳または診断書などのコピー(写し)を提出してください。

接種費用・回数

2,500円・1回

※この金額は費用助成後の自己負担額です。接種後に医療機関にお支払いください。

※次のいずれかに該当する方は、医療機関に下記の証明書を提出することにより無料で接種することができます。証明書は無料で交付されます。

- (1)生活保護受給者——生活保護受給証明書(市役所生活福祉地区第一・第二課で交付)を提出
- (2)中国残留邦人等支援給付受給者——中国残留邦人等支援給付受給証明書(市役所福祉政策課で交付)を提出

接種場所

八王子市と契約した高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関(裏面参照)

※今年度も、町田市・日野市・多摩市・稲城市の指定医療機関で接種できます。

指定医療機関については、健康部健康政策課へお問い合わせください。

■ 予防接種の受け方

【接種前】

- 事前に実施医療機関(裏面参照)に予約し、健康保険証など、住所・年齢が確認できるものを必ず持参してください。
- 『予診票』を接種当日に医療機関で受け取り、できるだけ詳しく記入してください。

【接種後】

- ◆ 接種後24時間は健康状態の変化に注意してください。特に、接種後30分間は急激な変化に注意してください。
- ◆ 接種部位を清潔に保ち、接種後24時間は過激な運動や多量の飲酒を控えてください。(接種直後でなければ、入浴は差し支えありません。)

■ 予防接種を受けることができない方(次のいずれかに該当する方)

- 明らかに発熱している(37.5℃以上)。
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかである。
- 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー(注)を起こしたことがある。
- インフルエンザ予防接種後、2日以内に発熱した、もしくは全身性発疹などのアレルギーを疑う病状が現れたことがある。
- 上記の症状以外に、予防接種をすることが不適当な状態にある。

■ 医師と相談が必要な方(次のいずれかに該当する方)

- 心臓血管系疾患・腎臓疾患・肝臓疾患・血液疾患・発育障害等の基礎疾患を有する。
- 過去にけいれんを起こしたことがある。
- 過去に本人が免疫不全の診断がされている、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
- 間質性肺炎・気管支ぜんそく等の呼吸器系疾患を有する。
- 接種液の成分(鶏卵等)に対してアレルギーを呈するおそれがある。

■ 接種後の副反応

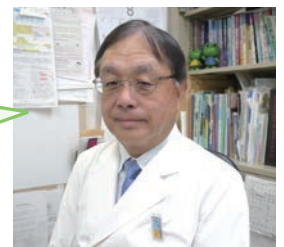
注射した部分が赤みを帯びる・腫れる・痛む・熱をもつ・硬結する、発熱・悪寒・頭痛・倦怠感などの症状がみられることがありますが、通常は2～3日で治ります。

また、非常にまれですが、重大な副反応としてアナフィラキシー(注)があらわれることがあります。その他、ギランバレー症候群・けいれん・急性散在性脳脊髄炎(ADEM)・脳症・脊髄炎・視神経炎・肝機能障害・黄疸・ぜんそく発作等があらわれたという報告があります。これらの症状が強く出た場合は、速やかに医師の診察を受け、健康部健康政策課までご連絡ください。

(注)アナフィラキシー：通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、息が苦しい、嘔吐などの症状やショック状態になるような激しい全身反応のこと。

※入院などの特別な事情により、八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市以外の医療機関での接種を希望する場合には、接種費用の助成制度があります。事前申請が必要ですので、希望する方は下記までお問い合わせください。

重症化防止には、
予防接種が有効
であることが確
認されています。



予防接種をすすめる
実施医療機関の医師

● 問い合わせ先

八王子市 健康部 健康政策課 予防接種担当
〒192-0083 八王子市旭町13番18号(八王子市保健所)

☎042(645)5102
FAX042(644)9100